

御殿場市 子ども条例 行動計画



御殿場市・御殿場市教育委員会

目 次

1. 御殿場市子ども条例とは……………	1
2. 御殿場市子ども条例行動計画とは……………	2
3. 関係者（保護者、市民・地域団体、学校等、事業者）の行動指針……………	3
4. 御殿場市の行動計画……………	7
5. 御殿場市子ども条例（全文）……………	1 1

御殿場市子ども条例とは

御殿場市の子どもたちは、朝に夕に富士山を仰ぎ、家庭や学校等、地域の方々に温かく見守られ、生き生きと健やかに成長しています。しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境は常に大きく変化し続けていることから、**私たち大人が、それぞれの立場から次代を担う子どもの健全育成に主体的に関わり、それぞれの立場を超えて連携・協力し、社会総がかりで子どもを育てていくことが大切であり、必要です。**

このことから、子どもを育むための基本理念を掲げるとともに、子どもの育成に関わる皆様それぞれの役割を示した、「御殿場市子ども条例」を制定しました。

11ページ以降に
条例の全文を掲載
しています。

子ども条例の目的

この条例は、子どもを社会全体で育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市の役割並びに基本的な施策を明らかにすることにより、今を生き未来を担う子どもの育成に主体的に関わり、もって全ての子どもが生き生きと輝き、健やかに成長していける社会の実現を図ることを目的としています。

4つの基本理念

子どもの育成は、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市が主体的に関わり、子どもの幸せと健全な成長を目指し、相互に連携を図りながら行います。



子どもの育成は、子ども一人一人の人格を尊重するとともに、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識して行います。



子どもの育成は、思いやりのある心や郷土を愛する心、自ら考え判断し行動する力を持ち、責任ある行動をとれる子どもを育てることを基本として行います。

子どもの育成は、日常生活における大人の言葉や行動が子どもに大きな影響を与えることを十分に考え、子どもの模範となることを心掛けて行います。

御殿場市子ども条例行動計画とは

社会総がかりで子どもを育成するために、私たち大人が具体的にどのような考え方のもとで、どのような行動をしていくべきなのかということを取りまとめたものが、この、「御殿場市子ども条例行動計画」です。

この計画は、子どもの育成に関わる関係者の皆様に、それぞれの立場からそれぞれの実情に応じて取り組んでいただくための「行動指針」（目安）と、市が推進する「行動計画」から成っています。**取組例を参考にしたり、行動の考え方を通して自ら考えた取組を実践したりするなど、普段の生活や事業活動等の中で、できることから一つずつ始めていただくことが、未来を担う子どもの生き生きと輝いた健やかな成長に繋がっていきます。**

市は、**子どもを社会全体で育成し支えていくための、施策の具体的な方向性や取り組み方等を「行動計画」としてまとめ、事業を推進していきます。**

この行動計画は、子どもを取り巻く社会環境の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

関係者の役割

保護者

家庭は、生活習慣や社会のルールを学ぶ場です。子どもに愛情を注ぎ、ふれあい、心身のよりどころとなる家庭環境をつくります。

3 ページ

地域団体

地域のつながりを生かしながら、相互に協力して子どもの育成に関する活動を積極的に行います。

4 ページ



事業所

職場で働く保護者が仕事と生活のバランスを保つことができるようにするとともに、子どもの育成に関わる活動を積極的に行います。

6 ページ



市民

日頃から子どもの見守りや声かけなどを行い、地域の子どもたちとの関わりを深めます。

4 ページ



学校等

心の教育を基本として、発達段階を踏まえ、自ら考え解決していく「生きる力」を育むとともに、保護者や地域団体等と連携し、子どもを育成する環境づくりを推進します。

5 ページ

市役所

子どもを社会全体で育成し、支えていくための施策を策定し実施するとともに、関係者が協力し合えるように調整します。子どもの育成に関する相談体制の充実を図ります。

7 ページ

保護者の行動指針

○子どもの成長について知り、考えます。

まずは、子どもの成長や子育てについて知り、考えることが大切です。

- ◇子育て講座や保護者会、PTAの会合等に積極的に参加し親睦を深め、**子育てに関する情報や知識**を得る。
- ◇**子育てに関して一人で悩まず**に、家族、友人、学校等や地域の人たちに相談したり、地域団体や市の相談窓口等を利用したりする。
- ◇子どもの会話や行動に関心を持ち、**子どもの心や体の変化**に気づく。
- ◇**成長段階に応じた子育て**を意識し、**適切な関わり**を持つ。



○基本的な生活習慣を守り伝えます。

生活の**リズムを整え、役割分担による自主性・責任感・やる気**を育てます。

- ◇早寝早起き、三食をきちんと食べる習慣を付け、**栄養バランスのとれた食事**を心がける。
- ◇時間の有効な使い方やパソコン・スマートフォン等の**情報機器の正しい利用方法**について話し合い、使い方を決める。
- ◇後片付け、整理整頓、ごみ捨て、買い物など、**子どもの年齢に応じて一役持たせる**。
- ◇**読書や学びの時間**を確保し習慣付ける。



○家庭内のコミュニケーションを大切にします。

親子がふれあい、お互いに認め合うことで家族の絆が深まります。

- ◇コミュニケーションの基本となる「おはよう」「おやすみ」「ありがとう」「ごめんなさい」、食事の際の「いただきます」「ごちそうさま」等の**あいさつ**を習慣付ける。
- ◇**家庭で話し合う時間**を持ち、一日の出来事や子どもの喜び悩みなどを共感しながら聴き、**感情に寄り添う**。
- ◇絵本の読み聞かせや一緒に簡単な運動をするなど、**子どもとふれあう時間、日頃の親子のスキンシップの時間**を増やす。
- ◇仕事の仕方を工夫したり、積極的に有給休暇を取得したりするなど、**家族で一緒に過ごす時間**を設ける。

○家庭や社会のルール・マナーを守り伝えます。

ルールを守り、思いやりの心を育み、皆が共に暮らしていくための基礎を作ります。

- ◇言葉づかいや家庭・社会のルール・マナーについて話し合い、教え、**お手本となるよう実践**する。
- ◇家庭内や家族で参加する行事、公共の場等で見たことや体験したことなどを基に、**助け合い、思いやり、いたわる心**を伝え育む。
- ◇子どもの良いところは**しっかりと褒め**、間違っただけは**きちんと叱る**。
- ◇**いじめは絶対に許されないこと、命の大切さ等**について家族で話し合う。



○様々な経験や体験の機会をつくります。

多くの人とふれあい、様々な意欲を伸ばすことで豊かな人間性が培われます。

- ◇**子どもと一緒に**参加できる地域行事、学校等の活動や、文化・スポーツ活動等に積極的に参加する。
- ◇家族で出かけ、経験や体験によって育まれた**子どもの興味や関心事**を大切にする。
- ◇**異世代と交流**できる場や行事に参加する。
- ◇手の出しすぎを控え、**困難や失敗を乗り越える経験や体験**を見守る。

市民・地域団体の行動指針

【市民の行動指針】

○子どもを見守り、安心安全の確保に努めます。

子どもが安心安全に暮らすためには、大人の目配り・気配りが大切です。

- ◇積極的なあいさつや励まし、注意等の声かけを行い、困っている子どもには手を差し伸べる。
- ◇子どもの登下校時には特に留意し、不審者を発見した場合は、警察・学校等に連絡する。
- ◇地域団体の委員やメンバー募集への応募、地域団体が行う子育てに関する活動や交通安全運動、防犯・防災活動、青少年健全育成活動、環境美化活動や学校等の行事に参加するなど、地域の活動に積極的に関わる。
- ◇子育て中の親子にやさしいまなざしを向けるとともに、子ども虐待と思われる事実を知ったときは、直ちに市役所又は児童相談所へ通報する。
- ◇道路の陥没、カーブミラーの破損、倒木や不健全図書販売機・看板等を発見した場合は、直ちに市役所等へ連絡する。



○社会のルール・マナーの見本を示します。

子どもは、社会のルール・マナーを大人から学びます。

- ◇子どもの手本となるよう、交通ルールの遵守やゴミのポイ捨てを絶対にしないなど、社会のルール・マナーを確実に守り実践する。
- ◇大人同士も積極的にあいさつを交わすとともに、言葉づかいに留意する。



【地域団体の行動指針】

○みんなで集まり、地域で子どもを育み見守ります。

地域の力は、子どもの成長に大きな役割を果たします。

- ◇誰もが溶け込みやすい地域づくりに努める。
- ◇行事の際に子育てや子どもの見守りについて話し合い、地域で子どもを育む気運を更に高める。
- ◇交通安全運動、防犯・防災活動、青少年健全育成活動、環境美化活動、あいさつ・声かけ運動など子どもの見守りに関する活動を積極的に展開する。

○子どもの活動を支援し、様々な体験ができる機会を作ります。

子どもの心が豊かになり、子どもの可能性が広がります。

- ◇自然とのふれあい体験や文化・スポーツ行事、昔から受け継がれてきた行事や御殿場ならではの体験ができる活動を行う。
- ◇大人と子どもが一緒に作り上げる行事や子どもが運営に深く関わるようなイベントを開催する。
- ◇親子で参加、異世代・子ども同士の世代間交流ができるような活動・行事を行う。



○団体同士で情報を交換します。

団体同士で話し合い、情報を交換することで、活動の幅が広がります。

- ◇加盟する連合会等の会合で、子どもを育むための活動・行事等について話し合う。
- ◇地域団体の垣根を越えて、違う活動をしている地域団体とも積極的に意見交換・情報交換を行う。
- ◇団体の活動内容や開催する行事等のPR活動等、地域団体の情報を積極的に発信する。
- ◇子育てと高齢者サロンを地域の公民館等で同時に開催するなど、地域団体同士の連携を深める。

学校等の行動指針

○確かな知性の定着・向上を図ります。

知性やその基礎となる力を育てることは、学校等の重要な使命です。

- ◇好奇心・探究心・達成感等を大切にした保育の実践、学習指導要領の目標や内容を確実に押さえ、**身に付けさせたい力を明確にした授業づくり**を推進する。
- ◇地域団体・事業者等との連携、外国人英語指導者・情報通信技術等を活用した**学習環境の充実**を図る。
- ◇特別支援コーディネーターや臨床心理士等を活用した特別支援保育・教育体制を確立し、**子どもの将来を見据えた支援**を行う。
- ◇全国学力・学習状況調査等の分析結果を活用し、**指導方法の工夫や改善**に生かす。
- ◇0歳から15歳までの学びの見通しを持ち、**中学校区での学校等の連携**を推進する。



○豊かな感性と社会性を育てます。

様々な体験や出会いは、豊かな感性・社会性を育みます。

- ◇あいさつ+「ありがとう」活動、ルール・マナーを守りモラルを育む保育・教育を推進する。
- ◇園児と児童・生徒との交流、地域行事への参加や奉仕活動の推奨など、**様々な体験機会**を充実させる。
- ◇人権・道徳・キャリア・主権者教育等の推進、**郷土の歴史や文化**に触れる時間・授業を設ける。
- ◇本とのふれあいや読書量の確保・質の向上に取り組み、学校図書館等における**図書環境の整備**に努める。

○健やかな心身づくりを推進します。

元気に登園・登校し楽しく生活できるようにすることも、学校等の責務です。

- ◇それぞれの発達段階に応じた運動時間の確保や体力づくりを充実させるとともに、クラブ活動や部活動を通じた**心身づくり**を推進する。
- ◇清掃や係活動・奉仕活動等の**思いやりを育み責任を持って活動するための場**を充実させる。
- ◇保健教育、喫煙や薬物等に関する教育、食育等の**心身の健康教育**を積極的に取り入れる。
- ◇相談体制を充実させ関係機関との連携を図り、**いじめを許さない安心安全な学校づくり**を推し進める。



○保育士・教職員の資質・組織力の向上を図ります。

子どもの幸せを考え行動するためには、個々の力と組織力の向上が欠かせません。

- ◇キャリアに応じた計画的な研修、国内・校内研修、意識改革・マネジメント研修等を積極的に実施する。
- ◇保育・教育に関する**情報を積極的に収集**し指導等に生かすとともに、**情報通信技術への対応力**を高める。
- ◇人事評価制度を活用し**自発的な能力開発、業務改善能力**を促すとともに、**計画的な人材育成**を推進する。
- ◇危機管理能力向上のため、災害や事故・不審者等への対応研修を実施する。

○保護者・地域団体等との信頼関係を築き、連携を深めます。

保護者・地域等に支えられ共に歩むことにより、子どもは一層輝きます。

- ◇公開保育・オープンスクール等の開催や学校だより・ホームページでの学校案内など、**積極的な情報発信・情報公開**に努める。
- ◇親子がふれあう**機会の提供**、地域行事等への**学校施設開放**を継続実施する。
- ◇地域団体等の活動への保育士や教職員の**自主的な参加**を支援する。
- ◇保護者・地域団体等の**意見・評価**を学校等の経営に生かすとともに、**安心安全な保育・教育環境づくり**を徹底する。



事業者の行動指針

○仕事と家庭の調和を推進します。

仕事と家庭の両立支援により、家族の絆が深まります。

- ◇育児休業制度や子育て支援目的の休暇制度の拡充、制度利用者が職場復帰しやすい環境を整える。
- ◇子どもとのコミュニケーションの時間をとるよう、「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」を導入・拡充する。
- ◇有給休暇の取得奨励等、従業員が授業参観などの学校行事に気軽に参加できる職場環境を整える。
- ◇厚生労働大臣が子育てサポート企業として認定する「(プラチナ)くるみんマーク※」の取得を目指す。

※次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（従業員の仕事と子育ての両立を図るための計画）の取組が一定の基準を満たした場合、申請が認定されると、子育てサポート企業の証として付与されます。

○子育てにやさしい環境づくりに努めます。

事業所やその周辺の安心安全の確保、環境美化に配慮します。

- ◇施設を訪れる子ども連れの人が安心して利用できるような託児室やトイレの設置など、**子育てバリアフリーの整備**を推進する。
- ◇事業所周辺の環境美化に配慮するとともに、**危険防止**に努める。
- ◇地域の清掃作業に事業所として積極的に参加する。



○地域との関わりを深めます。

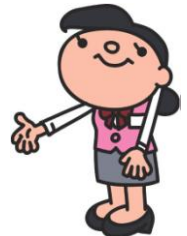
地域活動への参画・支援は、子どもの健やかな成長に繋がります。

- ◇地域団体が行う子育て支援活動や防犯・防災活動、青少年健全育成活動等への**従業員の参加**を支援する。
- ◇地域団体と協働した行事の開催、行事の後援など、**事業所として地域団体を支援**する。
- ◇地域団体が行う活動に対する**施設開放**や、**地域団体の学習会の講師等**に従業員を派遣する。
- ◇事業所の周辺を登下校する**子どもへの声かけ**を積極的に行う。

○学校等への協力を強めます。

学校等との協力は、子どもの成長への大きな力となります。

- ◇従業員の**学校等の行事への参加**や、**保護者会活動・PTA活動等への参加**を支援する。
- ◇子どもの体験活動等のための**職場見学やインターンシップ等の就業体験**ができる機会を提供する。
- ◇従業員が子どもとふれあう機会を充実させるため「**子ども参観日**」を実施する。
- ◇子どもが事件に巻き込まれそうになった時の緊急避難場所である「**かけこみ110番のいえ**」に登録する。



○交通ルールの遵守を徹底します。

子どもの輝く未来のために、交通事故を未然に防止します。

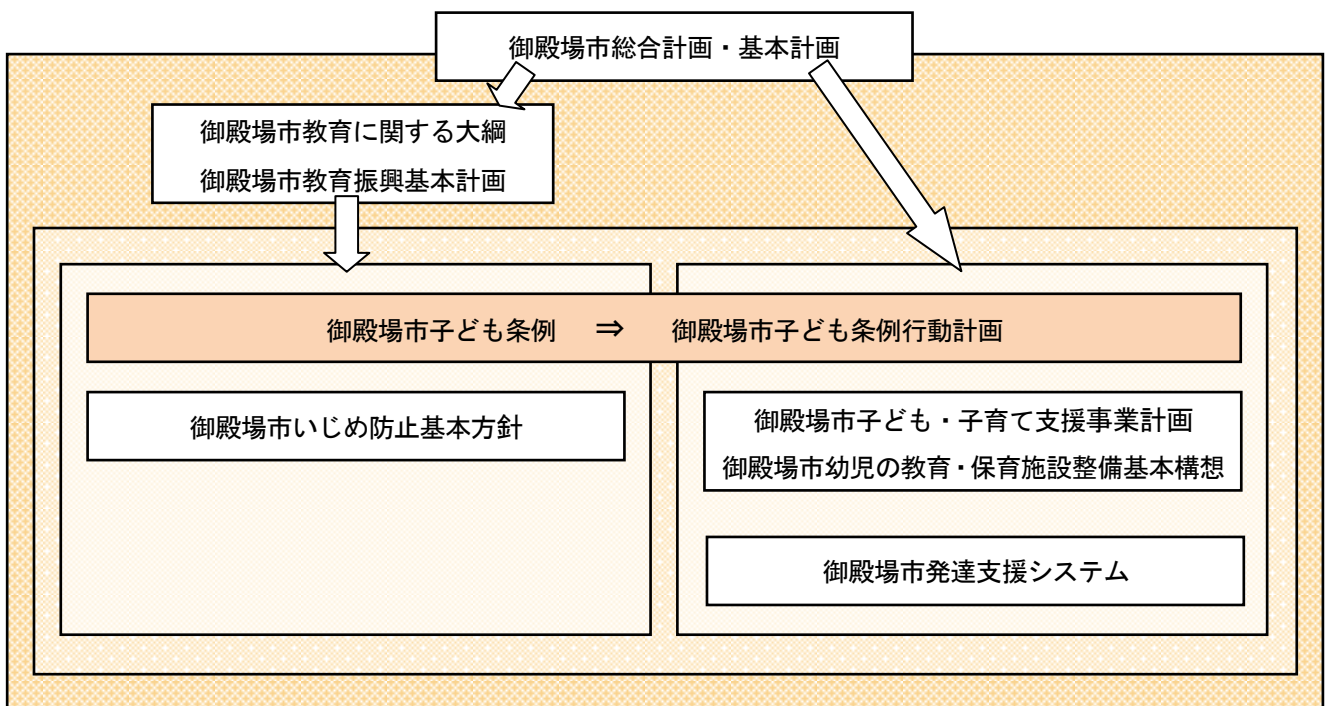
- ◇従業員に対する交通安全教育などを実施し、**事業所内における交通安全意識**を高める。
- ◇通学路や学校等の付近を車で通行する際は、より一層の注意を払うとともに、子どもを交通事故から守るため、**従業員を地域の交通安全活動**に積極的に参加させる。
- ◇通勤途中や業務中に道路の陥没、カーブミラーの破損、倒木や不健全図書販売機・看板等を発見した場合は、直ちに市役所等へ連絡する。



御殿場市の行動計画

御殿場市では、「御殿場市子ども条例行動計画」以外にも、「御殿場市子ども・子育て支援事業計画（未来はぐくむ御殿場プラン）」、「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」、「御殿場市いじめ防止基本方針」、「御殿場市発達支援システム」等を策定し、子どもを社会全体で育成し、支えていくための様々な取組を推進しています。

ここでは、「御殿場市子ども条例」に沿って推進する市の施策の具体的な取り組み方を「御殿場市の行動計画」として示していますが、前述の4つの計画・方針等との連携を図り、行動計画に基づいた事業を積極的に計画し推進していきます。また、広報紙・ホームページ・マスコミ等の情報媒体や各種行事等の場等を通じて、子育てに関する情報を積極的に発信します。



【御殿場市子ども・子育て支援事業計画、御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想の内容（抄）】

◇教育・保育の提供体制の整備促進、施設整備の方向性 ◇放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供体制の整備推進 ◇地域子育て支援拠点事業の充実 ◇子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）の推進 ◇乳児家庭全戸訪問事業の推進 ◇教育・保育の質の確保 ◇関係機関との連携 ◇ワーク・ライフ・バランスの推進 ◇児童虐待防止対策の充実 ◇ひとり親家庭等の自立支援の推進 ◇特別支援が必要な子どもの施策の充実

【御殿場市いじめ防止基本方針の内容（抄）】

◇いじめ問題対策連絡協議会・いじめの防止等対策推進委員会の設置 ◇未然防止のための教職員の資質向上・配置工夫、外部人材への協力依頼推進 ◇早期発見・早期対応のための体制整備の構築、関係機関との連携強化 ◇各学校の「いじめ防止基本方針」策定

【御殿場市発達支援システムの内容（抄）】

◇発達検査・相談体制の周知・充実 ◇特別支援教育環境の充実 ◇教職員研修の充実 ◇地域への啓発活動推進 ◇情報管理・支援体制の充実・強化 ◇外部機関との連携強化

○保護者・子ども・家庭教育等への支援

親子のふれあい促進、子育ての不安解消のサポートや家庭教育の充実に取り組みます。

【子育て支援・家庭教育の充実】

- ◇子ども家庭センター・保育園・こども園・幼稚園等の子育て支援の拠点において、親子の遊び、各種体験教室・講座等の子育て支援事業（みんなあつまれ）の充実を図る。
- ◇乳幼児の健康管理・発育・発達の促進や育児支援等のため、健康診査・検診や講習・各種教室の開催等の育児支援事業を充実させる。
- ◇発達相談センターの機能強化等を通じて子どもの発育・発達に不安を抱える保護者への支援を拡充するとともに、関係機関との連携を更に強化する。
- ◇子どもの健全育成のための非行・事故防止事業等を推進する。
- ◇食育推進事業や食育キャラクター「ごてんばこめこ」を通じて、基本的な食習慣の大切さについて普及を図る。
- ◇子育て教室や家庭教育学級、子育て学習講座を開催するなど、家庭教育の学習機会の提供に努める。



【学びや遊び・体験機会等の提供】

- ◇富士山・箱根・清流など、御殿場ならではの自然環境にふれあうことができるイベント、わらじ祭り等の郷土の歴史・伝統文化等を活用した祭・催しを開催する。
- ◇多くの企業・多様な業種が立地している条件を生かし、事業者に依頼して工場・事業所見学会や科学技術等を体験できる機会を提供する。
- ◇国際交流や青少年のチャレンジ体験等、普段とは異なる経験や達成感を体感できる事業を実施するとともに、国立中央青少年交流の家等と連携・協力し、体験活動の機会を提供する。
- ◇ブックススタートや親子調理実習など、親子でふれあい参加できる事業を積極的に開催する。
- ◇大人も子どもも参加できるスポーツ体験教室や体力作り活動を充実させる。
- ◇市役所見学や職場体験活動等の依頼を積極的に受け入れる。



【子育てに関する場の整備】

- ◇市民会館や市体育館、陸上競技場等の文化・スポーツ施設や、コミュニティ供用施設、公民館、地区広場など、子育て活動に必要な施設の新築・改修等を計画的に実施する。
- ◇図書館や東山青少年広場など、学び・体験することができる施設を整備・充実させる。
- ◇公共施設の改築・改修等の際、子育てバリアフリーの整備を検討し推進する。

○市民・地域団体が行う子どもの育成に関する活動への支援

子どもを育む活動に取り組む市民・地域団体の皆様を積極的に支援します。

【活動支援・体制支援】

- ◇市民・地域団体が行う子育て支援、子どもの見守りや声かけ運動等を支援する。
- ◇地域づくり活動主事連絡会や地域団体同士の連携を深めるための意見・情報交換といった交流の場を提供する。
- ◇地域団体が行う子育て支援に関する活動を広報紙やホームページ等で紹介し、活動の広がりを支援する。
- ◇地域団体が行う子どもを育成するための活動に対する公民館、コミュニティ供用施設や学校等の施設の開放を推進する。
- ◇地域団体が行う体験活動や子育てに関する講演会等への職員派遣を推進する。
- ◇地域団体が自主的に活動するための基盤づくりのための学習会や、企画・運営に関わる知識・技術を身に付けるための養成講座等を開催する。



○事業者の理解・協力の促進

事業者の皆様の子育てへの関わりや関係者との繋がりを支援します。

- ◇事業者と市民・地域団体・学校等との関わりを深めるため、広報紙での企業紹介等を継続実施する。
- ◇従業員のワーク・ライフ・バランスの推進、子育て支援への協力等を積極的に働きかける。
- ◇子どもの職場体験・インターンシップ等の職業体験機会の提供を働きかけるとともに、市民・地域団体・学校等と事業者の繋がりを支援する。

○学校等の保育・教育環境の充実

心の保育・教育を基本に、確かな学力の定着を図り、安心安全で魅力ある学校等をつくります。

【心の保育・教育の推進】

- ◇心のつながりを大切に、あいさつ＋「ありがとう」活動の展開を推進する。
- ◇社会性とモラルを育む保育・教育活動の充実を図るため、様々な人との関わりや体験活動、人権教育・道徳教育・キャリア教育・主権者教育指導等を推進する。
- ◇子どもの夢と憧れを育てる機会を提供するため、夢創造事業を推進する。
- ◇子どもの心身の健康を見守るため、臨床心理士、保健師、看護師、養護教諭部や学校専門相談医等の連携を強化する。
- ◇学校図書館経営の充実を図るため、学校図書館補助者を配置し、教育環境を整える。



【魅力ある保育・学びづくりの推進】

- ◇市研究指定校による研究推進・自主発表会等の支援を行い、研究の成果を各校に還元する。
- ◇校内研修の活性化のため、指導主事による訪問指導や支援を年間を通じて実施する。
- ◇各種研修会への職員派遣や市教育フォーラム等の各種研修会の開催により、保育・教育力の充実を図る。
- ◇若手教員の育成のため、教育指導センター訪問指導を年間を通じて計画的に実施し、教員サポートを行う。
- ◇保育・教育の充実や保育士・教員が子どもと向き合うための時間を確保するため、支援員を配置する。
- ◇小学校外国語活動・中学校英語教育等の充実のため、外国人英語指導者を配置し、支援の充実を図る。
- ◇保育園・こども園・幼稚園における保育・教育の充実を図るため、指導員による訪問指導・支援を実施する。



【学校等の連携・一貫教育の推進】

- ◇教育課程の改善を目指した、自己評価・学校関係者評価の結果を受け、助言を行う。
- ◇市内の学校等の合同研修会等を開催し、連携・一貫教育の在り方を研修する機会の充実を図る。
- ◇市内の学校等の連携・一貫研修の成果をまとめ、情報の共有、研究推進への支援を行う。

【特別支援教育の充実】

- ◇特別支援教育コーディネーターや臨床心理士を活用した機能的な支援計画・支援体制の整備を推進する。
- ◇子どもの将来を見据えた、きめ細やかな就園・就学支援を推進する。
- ◇個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用について、指導主事・幼稚園指導員による指導と助言を行う。
- ◇特別な支援を必要とする子どもの支援の充実を図るため、支援員を配置し保育士・教員のサポートを行う。
- ◇教員の指導力向上のため、特別支援教育ブックレットの作成、研修会の実施等研修の充実を図る。
- ◇学校や園、関係機関との連携を密にし、情報や支援体制等の共有を図る。



【保育・教育環境の充実】

- ◇教材備品や図書等の計画的更新・導入を図るとともに、施設の安全管理・衛生管理等の対策を充実させる。
- ◇ICT（情報通信技術）を効果的に活用するためにICT整備計画を策定し、計画的に整備・導入する。
- ◇学校等の建物や設備等施設の老朽化に対応するため、改修や改築を計画的に実施する。
- ◇学校給食の充実及び安全安心な給食の提供のため、学校給食センターの整備を推進する。

○相談体制の充実

子育てに関する悩みの解消、いじめや虐待防止等のため、相談体制を充実します。

【相談体制の充実】

- ◇ホームページの充実、各種刊行物への掲載、学校等や公共施設での紹介等により、各種相談窓口を周知する。
- ◇妊娠期からの継続した相談や支援を行うことができる体制を充実させる。
- ◇乳幼児の健康相談や心理相談、保護者や新生児・乳幼児を対象とした訪問指導等を充実させる。
- ◇臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による、学校等の巡回相談体制を拡充する。
- ◇相談員や子どもの育成に関わる職員の知識・技能等の向上を図るため、各種専門研修の受講機会を拡充する。
- ◇相談内容の共有・傾向把握等による子育て施策の更なる充実や個々の相談窓口の連携強化のため、相談員や担当職員を対象とした連絡協議会や意見交換会等を開催する。
- ◇他の相談窓口や関係機関との連携を強化するとともに、相談者への継続的な対応を図る。

【各相談窓口のご案内】

相談内容・相談窓口	電話番号・受付時間等
妊産婦・乳幼児への相談（健康推進課） 妊産婦への相談や乳幼児の発達段階における健康管理・身体発育・精神発達などに関わる様々な訪問指導、健康診査、健康相談を定期的に行っています。	電 話：８２－１１１１ 受付時間等：毎週月～金曜日 ８：３０～１７：１５ ※受付時間内に相談日等をご確認ください。
保育園・こども園・幼稚園子育て相談（各園） 乳幼児の育児に関する相談や就園に関する相談を、各園の保育士・幼稚園教諭が随時お受けします。	詳細は各園にお問い合わせください。
家庭児童相談（子育て支援課） 発達のこと・家庭生活・学校生活・非行・虐待など子どもに関するあらゆる相談を、専門の相談員が随時お受けします。	電 話：８２－４１２４ 受付時間等：毎週月～金曜日 ９：００～１６：００
教育相談（各小中学校・学校教育課） 学校生活、就園・就学に関する悩みや心配ごとなど教育上の相談を、専門の教育相談員・指導員が随時お受けします。	詳細は各学校・学校教育課にお問い合わせください。 電 話：８２－４５３４（学校教育課） 受付時間等：毎週月～金曜日 ９：００～１６：００
はればれ相談（社会教育課・青少年センター） 友だちのこと、家庭のことなどの青少年の悩みや家庭教育に関する相談を、専門の相談員が随時お受けします。	電 話：８２－８０８０ 受付時間等：毎週月～金曜日 ９：００～１６：３０
子育てこころ相談（子ども家庭センター・発達相談センター） 心理相談：子ども（１８歳まで）及び子育てに関する心理相談を、臨床心理士や保健師がお受けします。 発達相談：家族や本人（年齢問わず）の発達に関する相談を、臨床心理士や保健師がお受けします。	電 話：７０－６８２１ 予 約 受 付：毎週月～金曜日 （毎月第一月曜日を除く） ９：００～１７：００



※受付時間帯以外で、虐待の通報など緊急を要する場合は、御殿場市役所代表番号８３－１２１２へお掛けください。

御殿場市子ども条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもを社会全体で育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市の役割並びに基本的な施策等を明らかにすることにより、今を生き未来を担う子どもの育成に主体的に関わり、もって全ての子どもが生き生きと輝き、健やかに成長していける社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね15歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者をいう。
- (4) 地域団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で活動を行う団体をいう。
- (5) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、保育所その他これに類するものをいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。



(基本理念)

第3条 子どもの育成は、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市の全てが責任を有することを認識し、それぞれの役割に応じて主体的に関わるとともに、全ての子どもの幸せと健やかな成長を目指し、相互に連携を図りながら行われなければならない。

2 子どもの育成は、子ども一人一人の人格を尊重するとともに、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識して行われなければならない。

3 子どもの育成は、思いやりのある心、郷土を愛する心及び自ら考え判断し行動する力を持ち、社会の一員として責任ある行動をとれる子どもを育てることを基本として行われなければならない。



4 子どもの育成は、日常生活における大人の言葉や行動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもの模範となることを心掛けて行われなければならない。

(保護者の役割)

第4条 保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもが健やかに育つよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身につけさせるよう自らが模範となるとともに、成長段階に応じた子どもとの適切な関わりを保ちながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭環境づくりに努めるものとする。



(市民の役割)

第5条 市民は、日頃から地域において子どもの見守りや声かけ等を行うとともに、

注意を促さなければならない場合には、より積極的に声かけをすることを通して、子どもとの関わりを深めるよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域のつながりを生かしながら、子どもの育成のために相互に協力して、地

御殿場市子ども条例

域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、人間力と社会力を核とする心の教育を基本に、子どもの年齢や発達段階に応じた知識や技能の習得とともに、自ら考え、解決していく教育を推進しながら、生きる力を育むよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもの豊かな人間性と将来の可能性を育むことを踏まえ、保護者や地域団体と連携し、子どもを育成できる環境づくりの推進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、第4条に規定する保護者の役割を十分に認識し、職場で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう努めるものとする。

2 事業者は、子どもが参加できる職場体験活動等のキャリア教育の推進に協力し、その他子どもの育成に関わる活動を積極的に行うよう努めるものとする。



（市の役割）

第9条 市は、子どもを社会全体で育成し、支えていくための施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努め、その実施に当たっては、より多くの理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、保護者、市民、地域団体、学校等及び事業者における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

（行動計画の策定等）

第10条 市長は、前条第1項の施策を総合的かつ効果的に実施するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（相談体制の充実）

第11条 市は、関係機関との連携を深め、いじめや虐待の防止その他の子どもの育成に関する相談体制の充実を図るものとする。



（15歳以上18歳未満の者についての配慮）

第12条 この条例の施行に当たっては、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市は、子どもから大人への成長過程にあるおおむね15歳以上18歳未満の者についても、自ら考え判断し行動する力その他の大人として必要な資質が育まれるよう、適切な配慮をするものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。





平成 29 年 4 月

御殿場市教育委員会教育総務課

〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

TEL(0550)82-4520

FAX(0550)82-4525

御殿場市 HP <http://www.city.gotoba.shizuoka.jp/>

表紙 / 裏表紙作品：紙切り作家 水口千令氏

